

別紙 2

○平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行うおとする場合の条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案				現行			
別表第一号				別表第一号			
国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲	国名	外国の相当する資格	日本のアマチュア局に係る無線従事者の資格	外国の相当する資格で操作できる範囲
1～11 (略)	(略)	(略)	(略)	1～11 (同左)	(同左)	(同左)	(同左)
12 欧州郵便電気通信主管庁会議勸告 T/R61-02	同勸告 T/R61-02 付録第2号別表第1号に規定される資格	第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作				
付録第2号別表第1号に規定される国							